

障 害 者 虐 待 防 止 の た め の 指 針

株式会社スカルド
就労継続支援B型 人と人

虐待防止についての概要

担当者	藤本 由美子（サービス管理責任者）
虐待防止責任者	中岡 杏菜（児童指導員）
委員会委員長	藤本 由美子（サービス管理責任者）
虐待防止委員会 年1回以上開催	<p>■出席者</p> <p>原則、事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば、最低人数は問わない。（厚労省解釈通知より）</p> <p>■開催後</p> <p>委員会の記録と検討結果等は職員へ周知徹底する。</p> <p>■運営方針</p> <p>①委員会は委員長、委員会の責任者、事業所職員から1名ずつをもって組織する。</p> <p>②委員の選任については、当該事業所の管理者が行う。</p> <p>③委員長は社長が指名する者とする。</p> <p>④委員長に事故等あるときは、各委員会の責任者がその職務を代行する。</p> <p>⑤各委員会の責任者に事故等あるときは、委員会の進行するものとして委員長がその職務を代行する。</p> <p>⑥委員会での内容についての記録については、委員長が行うものとする。</p> <p>■責務</p> <p>①委員会は、意識の向上や 知識を周知し、安全な事業所の環境づくりを目指さなければならない。</p> <p>②委員は、日頃より児童福祉法・社会福祉法・知的障害者福祉法のみならず障がい者自立支援法や障がいの権利宣言等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティー）の向上にも努めるものとする。</p> <p>③委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に事故や身体拘束・虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。</p> <p>④委員会は、支援等に問題がある場合は、対策及び改善を図るものとする。</p> <p>■委員会の役割</p> <p>① 虐待防止のための計画づくり</p> <p>② 虐待防止のチェックとモニタリング</p> <p>③ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討</p> <p>■委員会の具体的対応</p> <p>① 虐待（不適切な対応事例含む）が発生した場合の報告様式を整備する。</p> <p>② 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、①の様式に従い報告する。</p> <p>③ 委員会において、③により報告された事例を集計し、分析する。</p> <p>④ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討する。</p> <p>⑤ 労働環境・条件について確認するための様式を整備し、当該様式に従</p>

	<p>い作成された内容を集計、報告し、分析する。</p> <p>⑥ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底する。</p> <p>⑦ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証する。</p>
<p>虐待防止研修</p> <p>年1回以上実施</p>	<p>■受講の対象者</p> <p>法人内の職員全てを対象とする。(常勤・非常勤・職種を問わない)</p> <p>※新規採用者には採用時に必ず実施する。</p> <p>■開催後</p> <p>実施記録簿を作成する。(日付・参加者・内容などを記録)</p> <p>参加者は受講について報告書を提出する。</p>
指針	<p>■適宜見直しを図る。</p> <p>■指針は利用者やその家族等に関覧を求められれば応じる。</p>
身体拘束等適正化との関係	<p>■身体拘束等の適正化の委員会開催・研修の一体化実施可とする</p> <p>その際、記録にはその旨も必ず記録する。</p>

【注】法改正に伴い、内容や実施については適宜見直すこととする。

虐待防止の基本方針

利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、当事業所は次の措置を講ずるものとする。

- 1 虐待の防止に関する責任者の選定及び設置
- 2 成年後見制度の利用支援
- 3 苦情解決体制の整備
- 4 従業者に対する利用者の人権の擁護及び障害者虐待の防止に係る研修の実施（年1回以上）
- 5 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知

I 障害者虐待防止法

1 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要である。こうした観点から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」といいます。）が平成24年10月1日から施行された。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

2 「障害者虐待」の定義

（1）障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要である。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれる。

（2）障害者虐待の定義

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めている。「養護者」とは、障害者の身の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のこと。「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業

の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のこと。
「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害者福祉サービス事業等」（以下、合わせて「障害者福祉施設等」という）に係る業務に従事する者のことをいう。具体的には、次の施設・事業が該当する。

ア 障害者福祉施設

障害者支援施設、のぞみの園

イ 障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、自立生活援助、就労定着支援、及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを運営する事業、福祉ホームを運営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業

3 虐待の種類

障害者虐待防止法では次の行為を行った場合を「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と定義している。

- ① 身体的虐待：障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待：障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待：障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放置：障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待：障害者の財産を不当に処分すること、その他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

※なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、児童福祉法が適用される。ただし、18歳以上で、障害者総合支援法による給付を受けながら児童福祉施設に入所している場合は、障害者虐待防止法が適用される。

4 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合がある。

- ① 身体的虐待：刑法第 199 条殺人罪、第 204 条傷害罪、第 208 条暴行罪、第 220 条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待：刑法第 176 条不同意わいせつ罪、第 177 条不同意性交等罪

- ③ 心理的虐待：刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
- ④ 放棄・放置：刑法第 218 条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待：刑法第 235 条窃盜罪、第 246 条詐欺罪、第 249 条恐喝罪、第 252 条横領罪

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きている。

【虐待行為の具体例】

区 分	内 容
身 体 的 虐 待	<p>① 暴力的行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など <p>② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに障害者を乱暴に扱う行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的診断や個別支援計画等に位置づけられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介助がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる、飲み物を飲ませる。 など <p>③ 正当な理由のない身体拘束</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車いすやベッドなどに縛り付ける。 ・手指の機能を制限するためにミトン型の手袋を付ける。 ・行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着せる。 ・職員が自分の身体で利用者を押さえつけて行動を制限する。 ・行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。 ・自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。 など
性 的 虐 待	<p>あらゆる形態の性的な行為又はその共用</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キス、性器等への接触、性交・性的行為を強要する。 ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。 ・性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真をみせる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。

	<p>撮影したものを他人に見せる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり、映像や画像を撮影する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄をさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など
心理的虐待	<p>① 威嚇的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設等）にいられなくなるよ」「追い出す」などと言い脅す。 ・「給料もらえないですよ」「好きなもの買えなくなりますよ」などと威圧的な態度を取る。 など <p>② 侮辱的な発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗や食べこぼしなどを嘲笑する。 ・日常的にからかったり「バカ」「あほ」「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の意思に反して呼び捨て、あだ名などで呼ぶ。 など <p>③ 障害者や家族の存在や行為、尊厳を否定、無視するような発言、態度</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無視する。 ・「意味もなく呼ばないで」「どうしてこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に障害者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ等を無視する。 ・障害者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・したくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など <p>④ 障害者の意欲や自立心を低下させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする、職員が提供しやすいように食事を混ぜる。 ・自分で服薬ができるのに、食事に薬を混ぜて提供する。 など <p>⑤ 交換条件の提示</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「これができたら外出させてあげる」「買いたいならこれをしてからにきなさい」などの交換条件を提示する。

	<p>⑥ 心理的に障害者を不当に孤立させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・ 理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・ 面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 ・ その利用者以外の利用者だけを集めて物事を決める、行事を行う。など <p>⑦ その他著しい心理的外傷を与える言動</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 車いすでの移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・ 自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・ 利用者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・ 利用者の前で本人の物を投げたり蹴ったりする。 ・ 本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・ 浴室脱衣所で、異性の利用者と一緒に着替えさせたりする。など
<p>放棄・放置</p>	<p>① 必要とされる支援や介助を怠り、障害者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴しておらず異臭がする、排泄の介助をしない、髪・ひげ・爪が伸び放題汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・ 褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・ おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・ 健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・ 健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・ 室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。など <p>② 障害者の状態に応じた診療や支援を怠ったり、医学的診断を無視した行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・ 処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・ 本人の嚥下できない食事を提供する。など <p>③ 必要な用具の使用を限定し、障害者の要望や行動を制限させる行為</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移動に車いすが必要であっても使用させない。 ・ 必要なめがね、補聴器、補助具等があっても使用させない。など <p>④ 障害者の権利や尊厳を無視した行為又はその行為の放置</p>

	<p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の利用者に暴力を振るう障害者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・話しかけ等に対し「ちょっと待って」と言ったまま対応しない。 など <p>⑤ その他職務上の義務を著しく怠ること</p>
経済的虐待	<p>本人の同意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要があります。）</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人所有の不動産等の財産を本人に無断で売却する。 ・年金や賃金を管理して渡さない。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・本人の財産を無断で運用する。 ・事業所、法人に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・本人の財産を、本人が知らない又は支払うべきではない支払に充てる。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（障害者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない。）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・本人に無断で親族にお金を渡す、貸す。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

【厚労省：障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き令和5年7月版より】

Ⅱ 虐待防止と対応

1 職員が留意すべき事項

① 職員一人ひとりの意識の重要性

- ・障害の程度に関わらず、常に利用者的人格や権利を尊重する。
- ・職員は利用者にとって支援者であることを強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心がける。
- ・虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差があることを絶えず意識する。

② 基本的な心構え

- ・利用者との人間関係（信頼関係）ができていると思込まない。
- ・利用者が職員の言動に対して虐待であるとの意思表示をした場合は、その言動を繰り返さない。
- ・利用者本人が心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり拒否したりすることができない人がいるということを認識する。
- ・職員同士が話しやすい雰囲気づくりに努め、虐待と思われる言動について、職員同士で注意を促すことができるようにする。
- ・職場内の虐待に係る問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な施設環境を保持するための契機とする意識を持つ。

- ・被害を受けている利用者について見聞きした場合は、懇切丁寧に相談に応じるとともに、虐待防止責任者に報告する。

2 利用者・保護者への説明

虐待の定義・種類、被害を受けた際の対応等について、利用者個々の理解力や障害特性などに応じて、利用者の立場で分かりやすく説明し、継続的に理解が深まるように努める。

- ・一人で我慢しているだけでは問題が解決しないので、虐待に関わる訴え等の行動をためらわないこと。
- ・虐待に該当すると思う場合には、該当職員に対して、毅然とした態度をとり、明確な意思表示をすることが重要であること。
- ・身近に相談できる職員がいない場合など、困ったときには、市町村障害者虐待防止センターなど、関係機関に相談できること。

3 虐待防止のための研修

- (1) 職員に対する虐待防止研修は、本指針に基づき、虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発することを目指す。
- (2) 研修は、定期的に年1回以上実施する。また、新規採用時にも研修を実施する。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、参加者は報告書を提出する。

4 未然防止

(1) 事業者としての責務

法人の代表及び管理者は、自ら利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた施設として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、そのための理念などを明文化し、職員一人ひとりに周知・徹底させる。

(2) 虐待防止委員会の設置と役割

ア 委員会の設置

運営規程で定めた「虐待の防止のための措置に関する事項」として、虐待防止委員会を設置し虐待防止責任者の指導のもと虐待の未然防止に取り組む。

- ① 委員会の委員長：原則虐待防止責任者とする
- ② 委員会の開催：管理者、虐待防止責任者、法人の代表の出席があれば開催できる
定期的に年1回以上開催する
- ③ 委員会の会議録：会議については記録と保管をする

イ 委員会の役割

- ・ 虐待防止研修の計画と実施
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング
- ・ 委員会での検討結果等の従業者への周知徹底
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討
- ・ マニュアルの適宜見直し など

5 通報義務

利用者への虐待（虐待が疑われる不適切な対応含む）があった場合は、障害者虐待防止法第16条の通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報する義務がある。

《障害者虐待防止法》

（障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報等）

- 第16条 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待を受けた障害者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
 - 3 刑法の秘密漏示罪の規程その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規程による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 障害者福祉施設従事者等は、第1項規程による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いを受けない。

6 通報者の保護

虐待を発見した職員が直接市町村に通報する場合、通報した職員は障害者虐待防止法で保護される。また公益通報者保護法によっても通報者は保護される。

7 通報と対応の手順

- ① 虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）に関する情報を得た職員等は直ちに利用者への適切な配慮をした上で、虐待防止責任者に報告する。
- ② 虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）の情報を得た虐待防止責任者、保護者等は速やかに、電話により第一報を広島県府中市健康福祉部福祉課地域福祉係に通報する。
- ③ 通報を行った虐待防止責任者は、通報の内容を記録するとともに情報を分析し、行政の事実確認や調査に協力する。
- ④ 虐待防止責任者は被虐待利用者の保護者にも連絡し状況を説明する。
- ⑤ 虐待防止責任者は虐待防止委員会を開催する。

8 虐待防止委員会のうごき

- ① 虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）が報告された場合、委員長は委員を招集し委員会を開催する。
- ② 虐待（虐待が疑われる不適切な支援含む）の状況、通報、行政からの事実確認や調査の状況について、当該施設虐待防止責任者より報告を受ける。
- ③ 何故そのような状況になったのか、虐待を行った職員より聴き取りを行い原因の分析を行う。
- ④ 原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに行政の改善指導に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を立て実施する。
- ⑤ 事実の確認と原因の分析を通して虐待に関係した職員や施設の役職員の責任を明らかにし、場合によっては懲戒処分について法人運営委員会へ提言する。

虐待の相談・通報・届出先

広島市障害者虐待通報ダイヤル(24時間受付)

TEL : 082-542-5300

FAX : 082-542-5311

広島市障害者自立支援課 事業者指導係

TEL : 082-504-2841

附則 この指針は、令和6年3月1日より施行する。